

亀山市告示第131号

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年6月12日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部を改正する告示

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱（平成27年亀山市告示第135号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(用語の定義) 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 <u>(1) 家賃補助 生活困窮者住居確保給付金のうち、家賃相当分の支給をいう。</u> <u>(2) 転居費用補助 生活困窮者住居確保給付金のうち、新たな住居の確保に要する費用相当分の支給をいう。</u> <u>(3)</u> [略] <u>(4)</u> [略]	(用語の定義) 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 [号を加える。] [号を加える。] <u>(1)</u> [略] <u>(2)</u> [略]

(5) [略]

(支給対象者)

第5条 家賃補助の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

[(1) 及び (2) 略]

(3) 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）の収入の合計額（以下「世帯収入額」という。）が、基準額（収入額（市民税均等割額が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）をいう。以下同じ。）に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること（以下「収入要件」という。）又は申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することが提出書類等により証明することが可能である者

[(4) ~ (7) 略]

2 転居費用補助の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 申請者と同一の世帯に属する者の死亡又は申請者若しくは申請者と同

(3) [略]

(支給対象者)

第5条 支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

[(1) 及び (2) 略]

(3) 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）の収入の合計額が、基準額（収入額（市民税均等割額が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）をいう。以下同じ。）に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること（以下「収入要件」という。）又は申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することが提出書類等により証明することが可能である者

[(4) ~ (7) 略]

[項を加える。]

一の世帯に属する者の離職若しくは休業等により、収入が著しく減少したことで経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者

(2) 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から起算して2年を経過していない者

(3) 申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者

(4) 申請日の属する月における世帯収入額が、基準額に申請者の転居前の家賃額を合算した額以下であることが提出書類等により証明することが可能である者

(5) 申請日における申請者等の所有する金融資産の合計額が前項第4号に規定する資産要件以下であることが提出書類等により証明することが可能である者

(6) 生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、次に掲げるいずれかの事由により新たな住居の確保が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められる者

ア 新たな住居の確保に伴い生活困

窮者が賃借する住宅の1月当たり
の家賃の額（当該生活困窮者が持
家である住宅その他の当該生活困
窮者が賃借する住宅以外の住宅に
居住している場合又は住居を持た
ない場合は、その居住の維持又は
確保に要する費用の額。イにおい
て同じ。）が減少し、家計全体の
支出の削減が見込まれること。

イ 新たな住居の確保に伴い生活困
窮者が賃借する住宅の1月当たり
の家賃の額が増加するが、新たな
住居の確保に伴うその他の支出の
削減により家計全体の支出の削減
が見込まれること。

(7) 地方自治体等が実施する離職者等
に対する住居の確保を目的とした類
似の給付等を、申請者等が受けてい
ない者

(8) 申請者等が暴力団員による不当な
行為の防止等に関する法律（平成3
年法律第77号）第2条第6号に規
定する暴力団員（以下「暴力団員」
という。）でない者

(就職活動要件)

第6条 自立相談支援機関は、家賃補助
の支給対象者に対して、就職に向けた
次に掲げる就職活動を行うことを指示
するものとする。

(就職活動要件)

第6条 自立相談支援機関は、支給対象
者に対して、就職に向けた次の各号に
掲げる就職活動を行うことを指示する
ものとする。

[(1) ~ (3) 略]

2 前条第1項第1号イに該当し、家賃補助を受給した者が給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが自立の促進に資すると福祉事務所が認めるときは、申請日の属する月から3月間（第8条第1項の規定により、支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行うことが自立の促進に資すると福祉事務所が認めるときは6月間）に限り、当該取組を行うことをもって、前条第5号に掲げる公共職業安定所等への求職申込み

3 自立相談支援機関は、家賃補助の支給申請を受けて、亀山市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱（平成27年亀山市告示第133号）第6条に規定するアセスメントを実施し、及びその結果に基づき同条に規定するプラン（以下「プラン」という。）を策定するものとする。

[4 略]

（支給額等）

第7条 家賃補助の支給額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

[(1) ~ (3) 略]

2 前条第1号イに該当し、住居確保給付金を受給した者が給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが自立の促進に資すると福祉事務所が認めるときは、申請日の属する月から3月間（第8条第1項の規定により、支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行うことが自立の促進に資すると福祉事務所が認めるときは6月間）に限り、当該取組を行うことをもって、前条第5号に掲げる公共職業安定所等への求職申込み

3 自立相談支援機関は、住居確保給付金の支給申請を受けて、亀山市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱（平成27年亀山市告示第133号）第6条に規定するアセスメントを実施し、及びその結果に基づき同条に規定するプラン（以下「プラン」という。）を策定するものとする。

[4 略]

（支給額等）

第7条 住居確保給付金の支給額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ各号に定める額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）とする。

[(1) 及び (2) 略]

- 2 家賃補助は、1月ごとに支給する。
- 3 転居費用補助の支給額は、新たな住居の確保に要する費用（住宅扶助基準に基づく額に3を乗じて得た額を上限とする。）とする。

(1) 転居費用の支給の対象となる経費

及び支給の対象とならない経費は次のとおりとする。

ア 支給の対象となる経費 転居先への家財の運搬費用、転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料及び住宅保険料に限る。）、ハウスクリーニング等の原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む。）及び鍵交換費用

イ 支給の対象とならない経費 敷金、契約時に払う家賃及び家財又は設備の購入費

(支給期間等)

第8条 家賃補助の支給期間は、3月間を限度とする。ただし、一定の要件を満たす場合は、申請により、3月間ごとに9月間までの範囲内で支給期間を延長することができる。

- 2 家賃補助の支給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月の

[(1) 及び (2) 略]

- 2 住居確保給付金は、1月ごとに支給する。

[項を加える。]

(支給期間等)

第8条 住居確保給付金の支給期間は、3月間を限度とする。ただし、一定の要件を満たす場合は、申請により、3月間ごとに9月間までの範囲内で支給期間を延長することができる。

- 2 住居確保給付金の支給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め

家賃相当分から開始する。

- (1) 新規に住宅を賃借する者 入居契約に際して初期費用として支払を要する家賃の翌月以降の家賃相当分

[(2) 略]

3 前項の規定にかかわらず、転居費用補助を受給して転居した後に家賃補助を受給する場合であって受給者が希望するときは、家賃補助の支給期間の範囲内で、入居契約に際して必要になる初期費用として支払を要する家賃相当分から支給を開始する。この場合において、初月分の家賃は日割り計算によらず支給期間を1月分とみなす。

(支給方法)

第9条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、住居確保給付金は、申請者等が次に掲げる方法により賃料又は新たな住居の確保に要する費用を支払うこととなっている場合で市長が特に必要と認めるときは、福祉事務所から申請者等の口座に振り込むものとする。

[(1) ~ (3) 略]

(支給申請の受付)

第10条 自立相談支援機関は、家賃補助の受給希望者に対して、住居確保給付金申請時確認書(家賃補助)(様式第1号。以下「確認書(家賃補助)」

る月の家賃相当分から開始する。

- (1) 新規に住宅を賃借する者 入居契約に際して初期費用として支払いを要する家賃の翌月以降の家賃相当分

[(2) 略]

[項を加える。]

(支給方法)

第9条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、住居確保給付金は、申請者等が次に掲げる方法により賃料を支払うこととなっている場合で市長が特に必要と認めるときは、福祉事務所から申請者等の口座に振り込むものとする。

[(1) ~ (3) 略]

(支給申請の受付)

第10条 自立相談支援機関は、受給希望者に対して、住居確保給付金申請時確認書(様式第1号。以下「確認書」という。)の説明を行い、確認書に掲

という。)の説明を行い、確認書(家賃補助)に掲げる誓約事項及び同意事項全てについて承諾をした上で申請することについて、署名を得るものとし、転居費用補助の受給希望者に対して、住居確保給付金申請時確認書(転居費用補助)(様式第1号の2。以下「確認書(転居費用補助)」という。)の説明を行い、確認書(転居費用補助)に掲げる誓約事項及び同意事項全てについて承諾をした上で申請することについて、署名を得るものとする。

2 自立相談支援機関は、家賃補助の受給希望者に対して、次に掲げる事項を伝達するものとする。

[(1) 略]

(2) 家賃補助の支給額は家賃相当分(月額)であり、管理費等の対象外費用は自ら支払う必要があること。

[(3) 略]

(4) 家賃補助は、申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできないこと。

3 家賃補助の受給希望者は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書(家賃補助)(様式第2号。以下「申請書(家賃補助)」という。)に添付書類を添

げる誓約事項及び同意事項すべてについて承諾をした上で申請することについて、署名を得るものとする。

2 自立相談支援機関は、受給希望者に対して、次の各号に掲げる事項を伝達するものとする。

[(1) 略]

(2) 住居確保給付金の支給額は家賃相当分(月額)であり、管理費等の対象外費用は自ら支払う必要があること。

[(3) 略]

(4) 住居確保給付金は、申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできないこと。

3 受給希望者は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)に添付書類等を添えて、自立相談支援機関を經由して

えて、転居費用補助の受給希望者は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書（転居費用補助）（様式第2号の2。以下「申請書（転居費用補助）」という。）を自立相談支援機関を經由して福祉事務所に提出しなければならない。

- 4 自立相談支援機関は、受給希望者に対して、申請書（家賃補助）又は申請書（転居費用補助）（以下「申請書」という。）の必要事項の記載等を助言するものとする。

[5～8 略]

- 9 福祉事務所は、転居が必要と認められた者に対し、住居確保給付金要転居証明書（様式第3号の2）に必要事項を記載して、申請者に交付するものとする。

（添付書類）

第11条 申請者が申請書に添えて提出する添付書類は、次に掲げるものとする。

〔（1） 略〕

（2） 離職関係書類

家賃補助にあつては2年以内に離職等したことが確認できる書類、転居費用補助にあつては2年以内に申請者と同一の世帯に属する者が死亡し、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者が離職若しくは

福祉事務所に提出しなければならない。

- 4 自立相談支援機関は、受給希望者に対して、申請書の必要事項の記載等を助言するものとする。

[5～8 略]

[項を加える。]

（添付書類）

第11条 申請者が申請書に添えて提出する添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

〔（1） 略〕

（2） 離職関係書類

2年以内に離職等したことが確認できる書類の写し

休業等したことが確認できる書類の写し

[(3) 及び (4) 略]

(公共職業安定所等への求職申込み及び国の雇用施策等の利用状況の確認)

第12条 自立相談支援機関は、公共職業安定所等への求職申込みを行っていない家賃補助の申請者に対して、申込みを指示するものとする。

2 家賃補助の申請者は、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口に対する求職申込みの状況が確認できる書類の写し（以下「追加提出書類①」という。）を、自立相談支援機関に提出しなければならない。

3 自立相談支援機関は、雇用施策等（雇用保険及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条に規定する職業訓練受講給付金（以下「職業訓練受講給付金」という。））の利用状況について、求職申込み・雇用施策利用状況確認票（様式第4号）に基づき、公共職業安定所等に対して、求職申込・雇用施策利用状況の確認を依頼するものとする。また、緊急の場合は、家賃補助の申請者に対して、求

[(3) 及び (4) 略]

(公共職業安定所等への求職申込み及び国の雇用施策等の利用状況の確認)

第12条 自立相談支援機関は、公共職業安定所等への求職申込みを行っていない申請者に対して、申込みを指示するものとする。

2 申請者は、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口に対する求職申込みの状況が確認できる書類の写し（以下「追加提出書類①」という。）を、自立相談支援機関に提出しなければならない。

3 自立相談支援機関は、雇用施策等（雇用保険及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条に規定する職業訓練受講給付金（以下「職業訓練受講給付金」という。））の利用状況について、求職申込み・雇用施策利用状況確認票（様式第4号）に基づき、公共職業安定所等に対して、求職申込・雇用施策利用状況の確認を依頼するものとする。また、緊急の場合は、申請者に対して、求職申込・雇

職申込・雇用施策利用状況を確認する書類を交付し、家賃補助の申請者本人が公共職業安定所等に持参し確認を得て再度提出するよう指導するものとする。

(申請書の写しの交付)

第13条 [略]

2 申請書(家賃補助)の写しを交付する場合は、住居喪失者にあつては入居予定住宅に関する状況通知書(家賃補助)(様式第5号。以下「予定住宅通知書(家賃補助)」という。)を提出させ、住居喪失のおそれのある者にあつては入居住宅に関する状況通知書(様式第6号。以下「住宅状況通知書」という。)を提出させるものとする。

3 申請書(転居費用補助)の写しを交付する場合は、入居予定住宅に関する状況通知書(転居費用補助)(様式第5号の2。以下「予定住宅通知書(転居費用補助)」という。)を提出させるものとする。

(住居の確保及び不動産媒介業者等との調整)

第14条 住居の確保及び不動産媒介業者等との調整については、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりに行うものとする。

(1) 申請者が住居喪失者の場合

用施策利用状況を確認する書類を交付し、申請者本人が公共職業安定所等に持参し確認を得て再度提出するよう指導するものとする。

(申請書の写しの交付)

第13条 [略]

2 申請書の写しを交付する場合は、住居喪失者にあつては入居予定住宅に関する状況通知書(様式第5号。以下「予定住宅通知書」という。)を提出させ、住居喪失のおそれのある者にあつては入居住宅に関する状況通知書(様式第6号。以下「住宅状況通知書」という。)を提出させるものとする。

[項を加える。]

(住居の確保及び不動産媒介業者等との調整)

第14条 住居の確保及び不動産媒介業者等との調整については、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりに行うものとする。

(1) 申請者が住居喪失者の場合

[ア及びイ 略]

ウ 不動産媒介業者等は、申請者の入居希望の住居が確定した後に、申請者に申請者が持参した予定住宅通知書（家賃補助）又は予定住宅通知書（転居費用補助）（以下「予定住宅通知書」という。）に必要事項を記載して交付する。

[エ 略]

[（2） 略]

（審査）

第15条 [略]

[2及び3 略]

4 前項の報告の求めは、生活困窮者自立支援法第22条の規定に基づく報告等について（依頼）（様式第7号）に、当該事項についての申請者の同意を含む申請書及び確認書（家賃補助）又は確認書（転居費用補助）（以下「確認書」という。）の写しを添付して行うものとする。

（支給決定等）

第17条 [略]

[2～4 略]

5 自立相談支援機関は、受給者に決定通知書を交付するときは、次に定めるとおり指導するものとする。

[（1）及び（2） 略]

6 自立相談支援機関は、家賃補助の受

[ア及びイ 略]

ウ 不動産媒介業者等は、申請者の入居希望の住居が確定した後に、申請者に申請者が持参した予定住宅通知書に必要事項を記載して交付する。

[エ 略]

[（2） 略]

（審査）

第15条 [略]

[2及び3 略]

4 前項の報告の求めは、生活困窮者自立支援法第22条の規定に基づく報告等について（依頼）（様式第7号）に、当該事項についての申請者の同意を含む申請書及び確認書の写しを添付して行うものとする。

（支給決定等）

第17条 [略]

[2～4 略]

5 自立相談支援機関は、受給者に決定通知書を交付するときは、次の各号に定めるとおり指導するものとする。

[（1）及び（2） 略]

6 自立相談支援機関は、受給者に決定

給者に決定通知書を交付する場合は、常用就職届（様式第11号）、職業相談確認票（住宅確保給付金・総合支援資金）（様式第12号）及び住居確保給付金常用就職活動状況報告書（様式第13号）又は自立に向けた活動計画（様式第14号）及び自立に向けた活動状況報告書（様式第15号）を交付するものとする。

[7～8 略]

9 新たな住居の確保に要する費用の実際の支出額が転居費用補助の額を下回った場合、受給者に差額の返還を求め
るものとする。

（支給額の変更）

第19条 福祉事務所は、次に掲げる場合に限り、受給者から変更申請があったときは、第7条に規定する額の範囲において、支給額の変更を行う。

(1) 家賃補助の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合

[(2) 及び (3) 略]

[2 略]

（支給の停止及び再開）

第20条 家賃補助の受給中に、疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難となった場合は、家賃補助の支給を停止し、求職活動を再開した後、受給者本人から希望があれば、家賃補助の

通知書を交付する場合は、常用就職届（様式第11号）、職業相談確認票（住宅確保給付金・総合支援資金）（様式第12号）及び住居確保給付金常用就職活動状況報告書（様式第13号）又は自立に向けた活動計画（様式第14号）及び自立に向けた活動状況報告書（様式第15号）を交付するものとする。

[7～8 略]

[項を加える。]

（支給額の変更）

第19条 福祉事務所は、次に各号に掲げる場合に限り、受給者から変更申請があったときは、第7条に規定する額の範囲において、支給額の変更を行う。

(1) 住居確保給付金の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合

[(2) 及び (3) 略]

[2 略]

（支給の停止及び再開）

第20条 住居確保給付金の受給中に、疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難となった場合は、住居確保給付金の支給を停止し、求職活動を再開した後、受給者本人から希望があれば、

支給を再開することができる。

[2 略]

3 第1項の支給停止及び再開の手続は、次に定めるとおりとする。

[(1) ~ (2) 略]

(3) 家賃補助の支給の再開を希望する受給者は、求職活動再開時までに住居確保給付金支給再開届（様式第20号。以下「支給再開届」という。）を、自立相談支援機関を經由して福祉事務所に提出しなければならない。

[(4) 略]

(支給の中止)

第21条 福祉事務所は、次の各号のいずれかに該当した場合、本給付の支給を中止とすることができる。この場合、自立相談支援機関は、できる限り証拠をもって、早急に福祉事務所に報告をするものとする。

[(1) ~ (4) 略]

(5) 支給決定後、受給者が拘禁刑以上の刑に処された場合

[(6) ~ (8) 略]

[2及び3 略]

(家賃補助の支給期間の延長等)

第22条 [略]

住居確保給付金の支給を再開することができる。

[2 略]

3 第1項の支給停止及び再開の手続は、次の各号に定めるとおりとする。

[(1) ~ (2) 略]

(3) 住居確保給付金の支給の再開を希望する受給者は、求職活動再開時までに住居確保給付金支給再開届（様式第20号。以下「支給再開届」という。）を、自立相談支援機関を經由して福祉事務所に提出しなければならない。

[(4) 略]

(支給の中止)

第21条 福祉事務所は、次の各号のいずれかに該当した場合、本給付の支給を中止とすることができる。この場合、自立相談支援機関は、できる限り証拠をもって、早急に福祉事務所に報告をするものとする。

[(1) ~ (4) 略]

(5) 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合

[(6) ~ (8) 略]

[2及び3 略]

(住居確保給付金の支給期間の延長等)

第22条 [略]

(再支給)

第23条 家賃補助の受給者のうち次の各号のいずれかに該当する者には、第7条に規定する支給額及び第8条に規定する支給期間等により、家賃補助を再支給することができるものとする。
ただし、従前の受給中に第21条第1項各号（第2号及び第7号を除く。）に掲げる要件に該当したことにより中止となった者には再支給することができないものとする。

[(1) ~ (3) 略]

[2及び3 略]

4 転居費用補助の受給者のうち、転居費用補助の受給期間又は受給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡又は受給者若しくは受給者と同一の世帯に属する者の離職若しくは休業等（本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く。）により世帯収入額が著しく減少し、かつ、いずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している者で、第5条第2項に規定する支給要件に該当するものについては、第7条に規定する支給額及び第8条に規定する支給期間等により転居費用補助を再支給することができるものとする。

(再支給)

第23条 受給者のうち次の各号のいずれかに該当する者には、第7条に規定する支給額及び第8条に規定する支給期間等により、再支給することができるものとする。ただし、従前の受給中に第21条第1項各号（第2号及び第7号を除く。）に掲げる要件に該当したことにより中止となった者には再支給することができないものとする。

[(1) ~ (3) 略]

[2及び3 略]

[項を加える。]

備考 表中の [] の記載は注記である。

様式第1号を次のように改める。

(裏面)

当初申請時

① 添付書類

- | |
|--|
| <p>1 本人確認書類
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、医療保険の資格確認書、住民票、戸籍謄本等のうちいずれかの写し</p> <p>2 離職関係書類（下記のいずれかを証する書類）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 2年以内に離職し、又は廃業したことが確認できる書類の写し・ 申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることが確認できる書類の写し <p>3 収入関係書類
申請者等のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し</p> <p>4 金融資産関係書類
申請者等の金融機関の通帳等の写し</p> |
|--|

② 追加提出書類

- | |
|--|
| <p>1 求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称の記載（公共職業安定所等での求職活動を行う申請者）</p> <p>①公共職業安定所から付与された求職番号 <input type="text"/></p> <p>②地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称 <input type="text"/></p> <p>2 経営相談先の記載（生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると亀山市福祉事務所が認める者）</p> <p>①経営相談先の名称 <input type="text"/></p> <p>3 入居（予定）住宅関係書類</p> <p>(1) 住居喪失者
不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（様式第5号）</p> <p>(2) 住居喪失のおそれがある者
貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（様式第6号）</p> <p>(3) クレジットカード等を使用する方法により、申請者から貸貸人へ賃料を支払う者
クレジットカード等を使用する方法により賃料を支払っていることが確認できるもの（利用明細の写し等）</p> |
|--|

様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式第2号の2)を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書 (転居費用補助)

誓約事項

- 1 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。
- 2 再支給の申請ではないこと(過去に住居確保給付金を受けたことがないこと)又は再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過していること。
従前の支給期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 3 申請者等のいずれもが暴力団員ではなく、受給期間中において暴力団員にならないこと。

同意事項

- 1 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況及び賃料の支払状況(クレジットカード等を使用する方法により、申請者から貸借人へ賃料を支払っている場合に限る。)について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求める場合があること。
- 2 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況について、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること。また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること。
- 3 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認について、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること。

____年 ____月 ____日

亀山市福祉事務所長 様

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者 住所 _____

氏名 _____

(裏面)

当初申請時

① 添付書類

1 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、医療保険の資格確認書、住民票、戸籍謄本等のうちいずれかの写し

2 離職関係書類（下記のいずれかを証する書類）

・ 2年以内に申請者と同一の世帯に属する者が死亡し、又は申請者等が離職若しくは廃業したことが確認できる書類の写し

・ 申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることが確認できる書類の写し

3 収入関係書類

申請者等のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し

4 金融資産関係書類

申請者等の金融機関の通帳等の写し

② 追加提出書類

1 不動産仲介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用補助）（様式第5号の2）

2 新たな住居の確保に要する費用の額及び内訳が確認できる書類・各種見積書（家財の運搬費用、原状回復費用等）

様式第2号を次のように改める。

生活困窮者住居確保給付金支給申請書（家賃補助）

フリガナ	
①氏名	
②生年月日	年 月 日 満（ ）歳
③電話番号	

④次の（1）又は（2）の場合であること（いずれか該当する方に記載）。

（1）離職等の場合

離職等の時期	
離職等した事業所	

（2）第5条第1号イに規定する場合

給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	
-------------------------	--

⑤離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること。

離職等の前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	
----------------------------	--

⑥次の（1）又は（2）のいずれかに該当していること（いずれか該当する方に記載）。

（1）住居を喪失していること。

住居を喪失した時期	
喪失した住居の住所	
現在の状況	

（2）住居を喪失するおそれがあること。

現在の住所	
住居の家主等	
喪失するおそれのある住居の家賃額	
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	

⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること。

フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
生年月日					
収入（月額）	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円

※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動があるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則（以下「規則」という。）第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、亀山市、亀山市福祉事務所、公共職業安定所等、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

年 月 日

亀山市福祉事務所長 宛て

申請者氏名

申立事項

(裏面)

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所等に求職の申込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。ただし、規則第3条第2号に規定する給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、亀山市福祉事務所が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
- 3 支給に関して必要な範囲で、生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条第1項の規定に基づき、亀山市福祉事務所から資産又は収入の状況につき、官公署にし必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条第2項の規定に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 規則第14条第2項の規定に基づく就労支援に関する亀山市福祉事務所長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 規則第17条に基づき、申請者に対する住居確保給付金の支給については、亀山市長が特に必要と認める場合を除き、賃貸住宅の家主等に対して直接振込等をいたします。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

生活困窮者住居確保給付金支給申請書 (転居費用補助)

フリガナ	
①氏名	
②生年月日	年 月 日 満 () 歳
③電話番号	

④第5条第2項第1号及び第2号に規定する場合であること。

収入が著しく減少した時期	
同一世帯に属する者の死亡又は離職若しくは休業等による世帯の収入の著しい減少の状況	

⑤申請月において世帯の生計を主として維持していること。

世帯の生計の維持にかかる状況	
----------------	--

⑥次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること (いずれか該当する方に記載)。

(1) 住居を喪失していること。

住居を喪失した時期	
喪失した住居の住所	
現在の状況	

(2) 住居を喪失するおそれがあること。

現在の住所	
住居の家主等	
喪失するおそれのある住居の家賃額	
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	

⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること。

フリガナ						合計
氏名						
続柄	本人					
生年月日						
収入(月額)	円	円	円	円	円	
預貯金等	円	円	円	円	円	

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動があるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。

申立事項

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則 (以下「規則」という。) 第13条の規定により、必要書類を添えて住居確保給付金の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、亀山市、亀山市福祉事務所、公共職業安定所等、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

年 月 日

亀山市福祉事務所長 宛て

申請者氏名

(裏面)

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給に関して必要な範囲で、生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、報告等を求めることがあります。
- 3 支給決定に必要な範囲で、法第22条第1項の規定に基づき、亀山市福祉事務所から資産又は収入の状況につき、官公署にし必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条第2項の規定に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 5 規則第17条の規定に基づき、申請者に対する住居確保給付金の支給については、亀山市長が特に必要と認める場合を除き、賃貸住宅の家主等に対して直接振込等をいたします。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長



住居確保給付金要転居証明書

次の者に対し家計改善の支援を実施した結果、次の者が、家計改善のために、第5条第2項第6号に規定する要件に該当すると認められたことを証明します。

氏名	
生年月日	年 月 日
現在の居所	

様式第5号を次のように改める。

入居予定住宅に関する状況通知書（家賃補助）

- 次の者から、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、物件等に関する概要等について通知します。
- 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、亀山市又は亀山市社会福祉協議会（初期費用を亀山市社会福祉協議会から借り受ける場合）が官公署から情報を求めることを同意します。
- 住居確保給付金の支給及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、亀山市、亀山市福祉事務所、公共職業安定所、亀山市社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

亀山市福祉事務所長 様

年 月 日

不動産媒介業者等

（商号又は名称）

（代表者名）

（代表者の生年月日）

年 月 日

（所在地）〒

（免許証番号）

（担当者等） 氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の13（3）Ⅰ．①から⑨に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと。

入居予定者

氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単身・複数（名）

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円
入居予定日	年 月 日（年 月 日までの 月 日間）

- ※1 住居確保給付金の支給額は、亀山市における住宅扶助に基づく額（限度額：_____円）を上限とし、収入に応じた額とする。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。
- ※4 定期借家契約（定期建物賃貸借契約）の場合に限り、入居予定日欄の（ ）内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載してください。
- ※5 クレジットカード、納付書払い又は家賃債務保証業者が受給者に代わって賃料の支払に係る債務の弁済をする方法により賃料を支払う必要がある場合は、次のチェックボックスにチェックしてください。
 上記に掲げる場合に該当する。
 なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払方法はできません。

初期費用			
(1)	家賃 (入居に際して当初の支払を要する家賃)	(月分+日割り 日分として)	円
	共益費		円
	管理費		円
	敷金		円
	礼金等	礼金 その他 ()	円 円
(2)	媒介報酬額		円
(3)	火災保険料		円
	その他 (入居保証料等)		円
合計			円

※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「臨時特例つなぎ資金」及び「総合支援資金」の融資の申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。

振込口座				
住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ		
		口座名義		
		金融機関名		
		支店名		
		口座種別	普通	当座
初期費用(1)の振込先	初期費用(1)に関する者の振込口座	フリガナ		
		口座名義		
		金融機関名		
		支店名		
		口座種別	普通	当座
初期費用(2)の振込先	初期費用(2)に関する者の振込口座	フリガナ		
		口座名義		
		金融機関名		
		支店名		
		口座種別	普通	当座
		口座番号		

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は、1 ページ目のおりです。

○私の個人情報、住居確保給付金の支給及び「臨時特例つなぎ資金」又は「総合支援資金」の融資を行うために必要となる範囲内で、亀山市、亀山市福祉事務所、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座に振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1 ページ目※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

○事業者等の口座に振り込むことができない場合であって、以下に記載する貸借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	貸借人の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

年 月 日

氏 名
住 所
電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を_____（自立相談支援機関）に提出してください。

様式第5号の次に次の1様式を加える。

入居予定住宅に関する状況通知書 (転居費用補助)

- 1 次の者から、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、物件等に関する概要等について通知します。
- 2 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、亀山市又は亀山市社会福祉協議会 (初期費用を亀山市社会福祉協議会から借り受ける場合) が官公署から情報を求めることを同意します。
- 3 住居確保給付金の支給及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、亀山市、亀山市福祉事務所、公共職業安定所、亀山市社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

亀山市福祉事務所長 様

年 月 日

不動産媒介業者等

(商号又は名称)

(代表者名)

(代表者の生年月日)

年 月 日

(所在地) 〒

(免許証番号)

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。
※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の13 (3) I. ①から⑨に該当する「暴力団員等 (暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者) と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと。

入居予定者

氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 (名)

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日 (年 月 日までの 月 日間)

- ※1 住居確保給付金の支給額は、亀山市における住宅扶助基準に基づく額 (限度額: _____円) に三を乗じて得た額を上限とし、申請者が実際に転居に要する経費とする。
- ※2 定期借家契約 (定期建物賃貸借契約) の場合に限り、入居予定日欄の () 内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載してください。
- ※3 クレジットカードや納付書払いにより初期費用を支払う必要がある場合は、右記のチェックボックスにチェックしてください。
なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払方法はできません。

初期費用			
給付金支給対象	(1)	礼金等	礼金 円 その他 円
	(2)	仲介手数料	円
	(3)	家賃債務保証料	円
		住宅保険料	円
	(4)	鍵交換費用	円
	合計		円
給付金支給対象外	(1)	家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)	円
	(2)	共益費	円
	(3)	管理費	円
	(4)	敷金	円
	(5)	その他	円
	合計		円
総合計 (支給対象+支給対象外)			円

※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「臨時特例つなぎ資金」及び「総合支援資金」の融資の申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
初期費用(1)の振込先	初期費用(1)に関する者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
初期費用(2)の振込先	初期費用(2)に関する者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は、1 ページ目のおりです。

○私の個人情報、住居確保給付金の支給及び「臨時特例つなぎ資金」又は「総合支援資金」の融資を行うために必要となる範囲内で、亀山市、亀山市福祉事務所、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座に振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1 ページ目※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

○事業者等の口座に振り込むことができない場合であって、以下に記載する申請者の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	申請者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

年 月 日

氏 名
住 所
電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を_____（自立相談支援機関）に提出してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。